

ちちお 54,7 No.271

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (02585) 2-2151

とちお(ちちお)は、昭和四十四年七月十日発行
毎月一冊、一回発行(定価 一冊 八百円)
昭和三十一年一月二十日第三種郵便物認可

健康管理にお手伝い 活躍する栄養指導車

毎日、豊かな食生活を送っていますが、片寄った食事をしていませんか。幼児の食事、労働者の食事、成人病予防の食事などいろいろ献立があります。このため、県では各地区に栄養指導車を巡回させて、その指導に当たっています。(6月6日旭町)



おもな内容

交通安全座談会	2・3・4・5
6月市議会定例会から	6・7
トピックス	8・9
とちおと人物(物語)	9
公民館のページ	10

私達の郷土を見直そう 市内各地にある文化財

私たちが、毎日生活している身の回りにも石仏や旧街道跡など多くの歴史を知る資料があるものです。これらの文化財を改めて見つめ直してみようと市内文化財めぐりを、さる6月8日に実施しました。今回のコースは森立峠を中心として、旧河傾村方面について目を向けてみました。参加された方は、こんなところにこんな物があつたのか、と驚きの声をあげ、そして文化財について一層関心を高められた様子でした。

なお、この文化財めぐりはこの後、秋に市内と市外の2回実施します。行先など内容は広報等でお知らせしますから、ぜひ参加ください。



森立峠にて見送り地蔵の説明を

文化財めぐりに 参加して

谷内二富 川善夫



文化財めぐりの当日は、梅雨入りしたばかりということと不安定な空模様でした。歴史は停止せる過去であり絶対再現する事は出来ないという。そうしたなかで、古文書をはじめ彫刻その他の文化財は真実を私達子孫に伝えてくれる唯一の歴史の証明といわれています。

今回見た十か所の内には、これまで秘仏として一般には公開されていなかった貴重な仏像もありました。また、文化財調査審議会の那須先生より各分野に亘る専門的学識と平易なご説明、そして誰の質問にもいいに答えてくださる親切に今回の文化財めぐりは一層楽しいものになりました。さらに、雨やどりをさせてもらった一之貝雲帯寺では、寺の人から現代社会の道徳、教育、医療の欠陥について例を挙げた痛烈な批判の話を聞き心ざわやかでした。

私は、森立峠の見送り地蔵の前に立ち、一つの思いにかられました。それは、司馬遼太郎の「峠」に登場する河井総督のことです。謀略で政権を略取した薩長を非とし、旧政権に対する節義を天下に明らかにしたとはいえ、時流に抗し絶望的な戦いを挑み遂に自滅した。陽明学的教養と稀有の才能の継之助がその思想の絶対真理を實踐し、再度の落城で藩主、藩士一族がこの峠を越え栃尾に入った。藩民多数の生命財産を失い、今後を想う時、胸中その責任に苦悩したに違いない。

明治維新は成立し、百数十年を経た今、柔らかなお顔の見送り地蔵は世の移りを何と言われるであろう。

市史の勉強会

第1回を開催

〜〜次回は7月15日(日)〜〜



教育委員会では、郷土の歴史に関心を持ってもらう為の事業の一つとして、さる6月10日に「歴史と文化財を知るつどい」の第1回の講座を開きました。教材には、市民の多くの方から購入していただきました「栃尾市史」を利用しました。とく活字はとりつきにくいものですが、この解説を市史の編集を担当した先生からわかりやすく話していただきました。

今回は、越後の国というものが誕生してから上杉謙信の登場するまでの時代について講義していただき、36名の方が出席されました。

次回は7月15日に「戊辰戦争と栃尾郷」を開催します。

民俗資料

を提供ください

将来の民俗資料館の建設にむけて教育委員会では現在、各家庭でこれまで使われてきた民俗資料の収集作業を進めております。民俗資料とは私達の先人の生活のようすを示す資料で、農作業用具や台所の道具、宗教に関するもの、年中行事に関するものなど生活の匂いのするものは全部といってよいほど広い範囲の文化財です。お手もとにこのような資料をお持ちでしたらぜひ、教育委員会に提供くださいますようお願いいたします。なお、これら民俗資料の宝庫ともいえる旧家を取り崩す場合には事前に教育委員会までご連絡をいただければ幸いです。



いる人を見かけたら、すぐ止まってもらいたいです。
 今井 手はなんとなく上げるのではなく、手を大きく振り「止まってくださいよ」と運転者に意志表示をすることが大切だと思いますよ。
 阿部 そうですね。動作は大きく、そして動作が大きいばかりでなく、アクセントをつけることですね。そのうえ、運転者の方を見なければなりませんね。よその方を向いていては、横断するかどうかかわかりません。運転者と目と目が合えば、「この人は横断するんだな」ということがわかりますね。
 止まった車の運転者には、交通ルールを守ってくれたことと、人を敬愛する気持ちをこめて、軽く会釈するくらいの心掛がほしいですね。こんな意志が運転者に通じれば、運転者は、良いことをしたなあという気持ちになり、この次も止まってやろうという気になりますね。
 いまの決まりでは、横断歩



道を渡ろうとする人がいるときは、車は止まらなければならぬことになっていきますから、もし止まらぬと道路交通法の違反になります。
 酒井 手は何で上げるのか考えてほしいと思います。手を上げれば「車は止まるんだ」とか、あたりまえだ」とか思わないで、「止まってください」という念を込めて上げてもらいたいですね。運転者も目的地へ早く行きたいのですから、止まってくれればありがたいという気持ちで、めまがら手を上げる動作をしてもらいたいですね。
 藤沢 交通標識をよく守ってほしいと思いますね。

危険を感じる 児童の下校

司会 みなさんから、運転者に対して、いろいろ注文があったわけですが、みなさんは交通ルールを守っていると思いませんか。
 藤沢 急ぐときなど、左右前後を確認せず横断する者があり、かならずしも守っているとは思いません。
 司会 登校するときは、集団登校のためルールは守られるようですが、家へ帰ってから行動が問題のようです。
 藤沢 下校のとき、話しながら横帯に歩くのは、やめたいですね。それから信号機があっても、道路を横断するときは、左右を確認したいですね。
 今井 私どもは、「がんぎのある所は、がんぎを、歩道のあるところは歩道を歩いてください」と広報しているので、まだ守らない人がありますね。
 酒井 私は、塩谷、栃尾、東谷と通勤するわけですが、たしかに登校は、ルールを守られていますが、帰るときは、歩道いっぱい歩いていくように心配ですね。
 小学校でも学年によって帰る時間が違うこともあって上級生が付き添っているわけではなく、また、勉強で疲れて



きまりを守らないおとな

今朝、子供達とごやかな食事、今、病院にすぐ来るように、こんな知らせは耳にしたくないもの。車社会には事故がつきもののようにいわれたい今日事故が身近かたに起きないと、事故の悲惨さを感じないほど免疫化しているようです。交通事故は、一瞬にして加害者、被害者は悲惨な生活を強いられるばかりでなく、親戚、縁者まで迷惑をかけることになりませぬ。
 この悲惨な事故をなくするために「だれが何をしたらよいか」「栃尾市の交通安全の問題点は何か」をテーマに市内の小・中学生から話してもらいました。
 班長を先頭に、副班長が一番後にして登校します。帰りは藤沢さんと同じように帰ります。
 齋藤 田中君と同じように登校します。
 司会 自動車、バイクなどが多くなっていますが、栃尾の人たちは交通ルールを良く守っているのでしょうか。まず大人はどう思いますか。
 齋藤 守る人、守らない人がいます。僕たちが横断中でもすぐそばまで来て急に止まる車もあります。また、歩く人も斜めに横断する人もあるし横断歩道でない所を横断する人もいます。
 田中 登校集合地に来て、

出席者	
齋藤 高央	栃尾南小六年生
田中 勝	栃尾東小六年生
藤沢 佳江	東谷中三年生
阿部 輝次	栃尾警察署交通課長
今井 一策	市交通指導員
酒井 英智	東谷中校長
笹原 時雄	司会市交通公害係長

田中 ルールを守らない人が多いと思います。
 司会 歩く人は、あまり交通ルールを守っていないということですが、自転車、自動車を含む運転者にどんなことを望みますか。
 齋藤 横断歩道の近くに車を止めておかないようにしてほしいと思います。ここに止めておくと、車から横断者がわからず危険です。
 田中 横断歩道で手をあげて





横断は左右をたしかめて



やめたい車の直前横断



田中 くん

阿部 交通事故にあわないために、交通のきまりを守らなければなりません。歩いた場合と、自転車に乗った場合を話します。歩くとき、

事故の絶滅 きまりを守る ことです

酒井 自転車の話が出ましたが、先般、交通安全教室の、自転車を点検したら相当数の欠陥車がありました。ブレーキなどの効きの悪いところは、必ず修理しておかなければなりません。



田中 くん

また、皆さんには、直接関係がありませんが、飲酒運転をなくするようにしなければなりません。今年は、もう三件も警察でわかりました。皆

きには三つの原則があります。その一つは、歩く場合、歩道か、道路の端に二本線の引かれた路側帯を歩くことです。二つ目は、歩道、路側帯のないところでは、道路の右側を歩くことです。三つ目として道路を渡る時は、横断歩道を渡るといふ三つの原則を良く守ってほしいです。



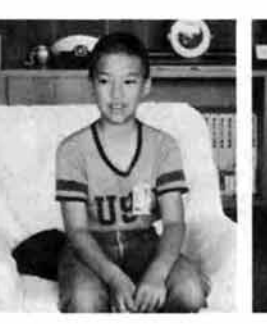
田中 くん

阿部 今日、栃尾市から交通事故をなくするため、お話をさせていただきましたが皆さんが、学校や家へ帰られたら今日話し合ったことをもう一度、話し合ってみてください。今日はほんとうにありがとうございました。

酒井 小学生に望みたいことは、下校時も登校時のようにきまりをよく守ってほしいです。家へ帰ったら安全な場所まで遊んでもらいたいです。それから、登校には忘れ物をしないことです。忘れ物をすると、急いで家へ帰るのに気がとられ、安全の意識が薄れ、左右の確認などおろそかになり、事故に遭った例があります。



田中 くん



混雑する谷内通り



自転車はきちんと駐車を

阿部 警察署の交通課長さんからお話をいただいています

誤りには 進んで注意を

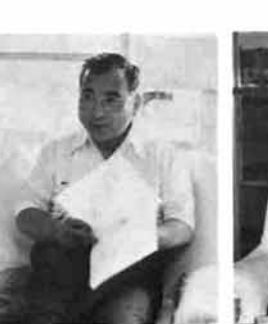
子供の事故は、午後二時から午後六時の間が多いようです。子供達は、勉強で疲れていたり、遊びに夢中になったり、この時間帯に事故が多く、気をつけたい時間です。

阿部 小学生が五件、中学生が三件です。このうち歩行者事故が三件、自転車の事故が二件です。このうち歩行者事故が三件、自転車の事故が二件です。このうち歩行者事故が三件、自転車の事故が二件です。

阿部 歩行者も運転者もルールを守って堂々と行動するべきです。阿部 そうですね。運転者ばかりでなく、歩行者も交通ルールを守らなければなりません。



阿部 さん





収入役に 武士俣氏を再任

栃尾市収入役の武士俣辰三氏は7月7日任期満了のため、市長は同氏を再び選任することとし、6月29日の市議会本会議で満場一致の同意を得ました。

武士俣氏は、昭和46年3月市役所を退職。昭和46年7月8日収入役に就任以来今期が3期目。栃尾の出身で63歳。

- 災害復旧費**
 - 三・三一風害復旧費(小学校八校、中学校四校) 五百三十七万円
- 教育費**
 - 西谷運動広場取付道路工事 三百六十万円
 - 下塩小グラウンド整備費 九十七万円
 - へき地学校牛乳冷蔵庫購入費 百三十三万円
- 消防費**
 - 土ヶ谷器具置場及び火見機移転工事 百三万円



半蔵金・真木林道



工業用地



がんぎ建替え(栃尾整染)

が、昭和四十八年秋のオイルショックで物価などの高騰を招き、経済に大きな影響を受けた結果、計画どおり実施することは困難になりました。このことから、総合計画も当然のように、見直しが必要になってきました。現在、企画調査課でその見直し作業を行っています。見直し後の実現目標は、昭和六十五年とし単一的な事業実施は、三年ごとをひとくぎりに行う予定です。

観光事業計画

ややもすると遅れがちな観光事業を、刈谷田川ダム completionに伴い再開をしようというものです。幸い守門岳の一部が越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立公園になっていることから、これらの地域と一貫した観光ルートにつくり上げ、市民はもとより市外客の誘致に努めようという

市民スポーツ施設

栃尾中学校野球グラウンド付近に市民テニスコート建設するため、現在、設計を進めています。また、西谷地区に運動広場を建設するために、現在その

請願と陳情

採択されたもの

▽昭和五十四年度産米政府買入価格ならびに地域農業を振興し、所得向上をめざす農業基本政策および米穀政策確立等に関する請願(栃尾市農協組合長理事▽貨物取扱駅存続に関する陳情(見附駅貨物利用商工業者代表表栃尾商工会長▽西谷川堤防改良工事等に関する陳情(表町区長(旧岩神)継続審査となったもの)▽栃尾南小学校通学基幹道路の新設に関する請願(旭町区長外)

土木費

- 来伝・吹谷・田之口線ほか道路修繕工事 二百五十六万円
- ブルドーザー購入費 九百九十六万円
- 測量、地質調査委託料 七百五十万円
- 山田・土ヶ谷・本津川線外改修工事(なだれ止) 三百二十万円
- 道路用地購入費(山田、土ヶ谷、本津川線他) 二百三十五万円
- 道路用地購入に伴う諸補償料 百四十三万円
- 山田町・原線改良工事外 三千八百万円
- 金沢・平堤防線改良に伴う用地費 七百万円
- 金沢・平堤防線改良に伴う諸補償料外 四百万円
- 道路舗装工事(東が丘)境界塀工事(上の原住宅) 百三十五万円

- 雁木建替補修工事補助金 二十五万円
- 土地購入資金利子補給金 百万円
- 建設機械借上料 四百二十万円
- 道路排水路整備工事(工業用地) 百三十万円
- 千二百万円

農林水産業費

- 地域中核施設整備事業補助金(桑苗)中野侯地区) 九十六万円
- 銘柄米生産出荷モデル集落育成事業費補助金(天平地区) 二十四万円
- 林道安全施設設置事業(カドレール、カーブミラー)半蔵金・真木線) 八十万円



来伝・吹谷・田之口線



西谷運動広場取付道路



山田町・原線

一般 一億一、八四四万円を補正 会計

市の将来計画に一般質問

六月定例市議会は、さる六月二十一日から二十九日まで開かれ、一般質問があった後、国民健康保険条例の一部改正など八議案、請願・陳情などを審議し、それぞれを可決して閉会しました。

今議会では、六人の議員から市政全般にわたって一般質問があり、中でも市のあるべき姿ともいえる①総合計画の見直し、②不況産地指定市としての対応、③観光事業計画、④運動施設の設計、⑤農業基盤整備の取り組み、⑥栃尾南小学校移転後の跡地利用計画、⑦廃熱利用と温水プールの建設、⑧市民スポーツ施設、⑨保養施設・スキー場の新設についてなどの質問がありました。

国保の課税限度額 三万円を引き上げ

国民健康保険税の課税限度額「十九万円」を三万円引き上げ「二十二万円」にしたものです。これは、おもに被保険者の

所得が上がっていることと、医療費が増加していることから、地方税法などの改正に伴って、市条例を改正したものです。また、低所得者軽減世帯の基準となる一人当りの算定額「十六万円」を五万円引き上げ「十六万五千円」にした

総合計画の見直し

今議会での一般質問の一部は次のとおりです。栃尾市の将来像を描いた総合計画は、昭和四十八年三月に策定して、昭和六十年を実現目標年に定め、三年ごとに分けて実施してきたものです。

＝ 6月定例市議会から ＝

おもな歳入

- 地方交付税 三千万円
- 普通地方交付税 九百九十万円
- 市町村道路事業費補助金 九百五十万円
- 除雪機械整備費補助金 五百八十万円
- 繰越金 二千七十二万円
- 市債 二千四百九十万円
- 街路事業債 三百十万円
- 地方道改修事業債 二百九十万円
- 辺地対策事業債

おもな歳出

- 市勢要覧作製費 四百万円
- 公営企業会計繰出金 百八十一万円
- 総合計画見直し調査委託料 三百万円

民生費

- すみれ保育所改修工事費補助金 百四十万円
- 身体障害者収容施設入所委託料(国立新潟療養所) 百四十六万円

総務費

- 市勢要覧作製費 四百万円
- 公営企業会計繰出金 百八十一万円
- 総合計画見直し調査委託料 三百万円

農林水産業費

- すみれ保育所改修工事費補助金 百四十万円
- 身体障害者収容施設入所委託料(国立新潟療養所) 百四十六万円

農林水産業費

- 地域中核施設整備事業補助金(桑苗)中野侯地区) 九十六万円
- 銘柄米生産出荷モデル集落育成事業費補助金(天平地区) 二十四万円
- 林道安全施設設置事業(カドレール、カーブミラー)半蔵金・真木線) 八十万円

商工費

- 刈谷田川ダム竣工記念樹移植委託料(松の木)

トピックス



中央保育所と東が丘保育所の園児たちが、横断歩道の渡り方を練習しました。最初、とまどっていた園児たちも、保母さんにはげまされ、上手に渡るようになりました。(六月一日)



新潟県身体障害者体育大会第6地区大会が、栃尾市を会場に開催されました。選手は、各種目に一生懸命頑張りました。(6月3日)



市内中学校陸上競技大会が、栃尾中学校グラウンドを会場に開催されました。各中学校の選手達は、応援団の声を一身に受け、自校の名誉のため頑張りました。(六月六日)



上塩小学校PTAでは、全校児童が楽しい学校生活を送ることができるようにと、鉄棒やジャングジムなど、遊具や体育館のドアのペンキ塗り・交通標識の作製・花壇の造成・学校まわりの清掃奉仕に汗を流しました。(6月10日)



河川管理者等のみなさんが、環境週間の一環として、市内の河川をパトロールしました。あいかわらずゴミの不法投棄や水の汚れのひどい箇所があり、「きれいな河川を」と市民の協力を呼びかけています。(六月六日)

とちおと人物(物語)

110

味噌醤油醸造業と 栃尾町政に献身した

植村米作 ①

栃尾の植村家は、口碑(言いつたえ)によれば室町時代より続いており、通称、下の庄屋と呼ばれ、代々庄屋を勤めている家柄である。天明の頃には栃尾織物の貢献者として有名な角左エ門が出、織神様として「貴渡神社」に祀られている。この角左エ門の曾孫にあたる米治郎が分業して栃尾に居を構え、味噌醤油醸造業を創め、屋号を大和屋と

いった。米作氏はこの米治郎の長男として明治十八年三月二十七日に生れた。しかし、わずか七歳にして父を失い、大和屋の二代目を相続した。格闘精勵、家運の隆昌に懸命の努力をなし、考案工夫して独特の色合いと風味の醤油を創造した。大和屋の白醤油と違って極めて好評であった。植村氏は、六尺豊かな体軀ではあったが、物静かであり、も穏かな面持ちであった。その安定した財力と清潔な性格により、遂次社会的地位を占めていった。活躍の範囲は各



方面に亘るが、初めて政治に関与したのは大正十三年、三十六歳の時からである。植村家及び市の資料によれば、大正十年、町会議員に初当選して以来、町会議員に初当選して任期間は終戦時までの二十四年間であるから、半生を町政に尽したといえよう。今、町会議員としての活躍の一端を紹介する。大正十五年七月二十八日、栃尾郷は未曾有の大洪水に見舞われ、殊に栃尾町は全町泥の海と化し、死者四十七名、流失家屋五十九戸、全壊二十七戸、半壊二百三十九戸、埋没十二戸、床上浸水九百七十七戸、床下浸水百四十二戸で、被害を受けた家は十パーセントにも満たなかった。その上、橋梁の流失・道路堤防の欠壊など、被害甚大であった。町では町当局、町会、復興委員会をはじめ、拳町一致で復興に取り組んだ。

栃尾町の復興計画の中で最も大きなものは、刈谷田川の河身変更計画であろう。即ち第一案として、河身を金沢部落の中を貫通させようというものである。この計画の実現のために、九月二十三日、復興委員の一人として臨屋町長、大崎織物組合長、酒井又兵衛、佐藤末吉と共に県及び県会に陳情、働きかけた。もともとこの計画は郷内、政友会と憲政会の政争の具となり金沢部落が反対し、結果的には実現しなかったが、十月十九日、新潟市において憲政会幹部会が開催されたが、田村清次郎、植村米作、佐藤善作、佐藤末吉の四氏が町民を代表して出向、問題解決につき懇請した。復興委員会では、陣容強化のため組織替えをしたが、植村氏は勸業課長となっている。十一月十九日、金沢部落との会談には、七名の町側代表の一人として出席した。単に河身変更問題のみならず、農商学校移転経費分担金について県と折衝するなど、各方面で活躍した。

また、勸業課長として機業低利資金十七万が大蔵省から認められたので、県に早急に貸出しするよう交渉に出向いたところ、県側はこの件にふれず、学校移転経費分担金を引き受けなければ貸出しは大巾に遅れるだろうと嚇かされ色を失って帰町した一幕もあった。二十数年間の長期に亘って議員の座にあり得たのも、氏の活躍とその為人の然らしむるところであろう。町会議員に加えて、昭和十三年六月二十一日、古志郡選挙区において県会議員に当選した。次に県より昭和五年・七年十二年の三回、新潟県方面委員(現在の民生委員の前身)を命ぜられている。この仕事には正に氏の面目躍如たるものがある。金銭的に、家庭的に、対人関係等に困っている人達のために、何時も広く温い心で骨身惜しまず相談相手となり、何彼と面倒を見られた。貧富を問わず、老若を論ぜず、誰に対しても親切に公平に対応されるのが氏の身上である。お世辞にも愛想がよいなどといわれぬ方だが、対っているだけで心の和むような魅力をもっていたから困っている人達は慈父に對する思いであったことと察せられる。氏の公正さ、誠実さ、真面目さが買われて、県、裁判所、税務所、警察署等から命ぜられたもの、委嘱されたもの、または選任された職役は数え切れぬ程である。つづく。(那須 正臣)

トピックス



栗山沢小学校の3・4年生(担任渡辺先生)の児童7名が、社会科の勉強として市役所見学にきました。(6月15日)



住宅心身障害者施設「守門の里」の入所者が、積極的に社会参加しようと、楡原地内の一般道路の草刈り奉仕を行いました。(6月15日)

初心者水泳教室

市公民館では、水泳教室を開催します。
 ▶募集期間 7月20日～7月28日
 ▶対象者 一般成人（高校生以上の入）
 ▶定員 50人（定員になり次第締切ります）

月日	時間	会場	対象者
8月1日	午後6時30分	栃中プール	高校生以上の初心者
2日			
3日			
5日	午後7時30分	栃中プール	高校生以上の初心者
6日			
7日			

第2回ジュニア会

第2回ジュニア会

とき 七月二十九日(日)、午後一時三十分～午後四時
 ところ 市公民館
 対象者 十五歳以上の男女三十名（高校生を除く）
 経費 千五百円（材料代）
 講師 榎金堅一氏
 作品内容 風景
 持ち物 ハサミ、タオル、小皿（のりを入れるもの）
 申込先 七月十日から七月二十日までに経費千五百円を添えて、市公民館に申込んでください。なお、定員になり次第締め切ります。

第19回少年少女球技大会

少年少女球技大会を次の要領で行います。
 とき 八月十八日(土)・十九日(日)
 ところ 栃尾南小学校、栃尾東小学校、栃尾中学校、栃尾高校、種目 野球(小・中学生男子)、ポルトボール(小学生女子)、バレーボール(中学生女子)
 申込先 七月二十五日(木)、午後五時までに市公民館へ申込む。
 ※詳細は、市公民館におたずねください。

7月は“社会を明るくする運動”月間です

～防ごう非行、あなたとわたしのつなぐ手で～

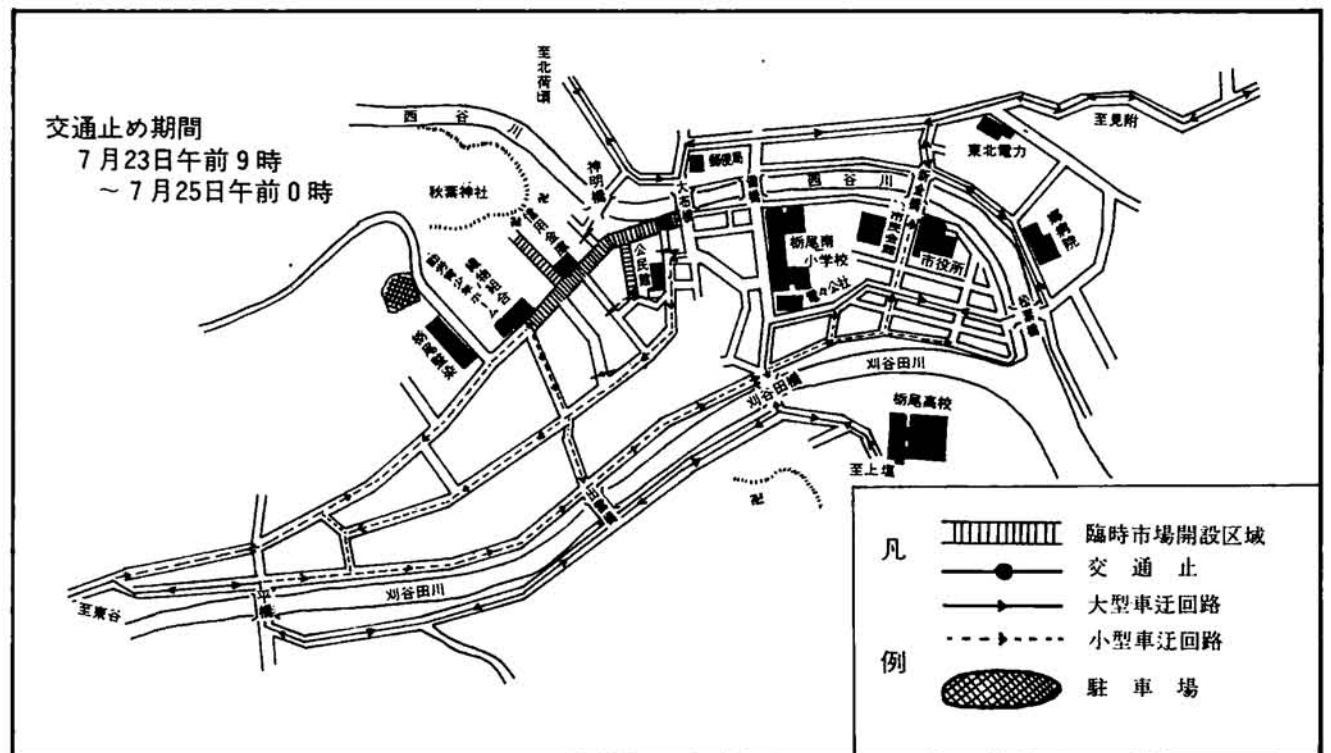
保護観察協会栃尾支部・栃尾地区保護司会

7月23・24日 <うま市> 臨時露店市場開設で交通規制

規制のおもなもの

交通止……谷内通り、大布橋～織物組合前

一方通行
 仲幹線……今井電化～山平小路（上り一方通行）
 出雲小路……丸栄機料横～出雲橋（刈谷田側方向一方通行）



◎市民芸能祭 第一夜「サマーコンサート」 8/5 午後7時～9時 市民会館大ホール

胃ガン検診

市は、8月20日から9月4日まで(土・日は除く)胃ガン検診を実施します。ガンは死亡率の第2位を占め、早期発見の必要性が叫ばれています。ぜひこの機会に受けてください。

申込書は、各区の区長さんを通じて回覧しますので、7月末までに申込んでください。

なお、過去胃の手術を受けたことのある人は、申込まないでください。

対象者▶満40歳以上の栃尾市の住民

費用
 ○市の国民健康保険に加入している人 1,200円
 ○その他の人 1,700円

会場▶市役所
 <注意> 申込んだ人には、後日、日時を記入した個人通知を差し上げます。

※胃ガン検診についての詳細は、市保健衛生課予防係(☎2局2151番内線243番)におたずねください。

献血
 とき 7月26日(木)
 ところ 市役所市民ホール

国民年金定例相談所

▽とき 七月二十五日 午前八時三十分から午後五時まで
 ▽ところ 市役所市民課
 ▽相談内容 厚生年金と国民年金の通算、老齢年金・障害年金の手続き、任意加入・付加保険料など、年金制度全般について気軽に相談ください。

今月の税金

▷固定資産税
 ▷国民健康保険税
 納期 7月31日

農業後継者には加入時期を逸した農業後継者には加入時期を逸した

農業後継者の確保という目的から、加入時期を逸し現在まで農業者年金に加入していない人、先々の臨時国会で、農業者年金基金法の一部改正が行われました。改正された内容は、次のとおりです。

年金受給者には

消費者物価の上昇率が五パーセント未満であっても、今年度に限って物価スライド制により、年金給付額を改定することになりました。よって、今年度の年金給付額は、三・四パーセントの上昇になります。

農業者年金

未加入者に救済措置

加入できない農業後継者に対し、加入できるように救済する措置がとられることになりました。なお、農業後継者で加入できる人は次の基準に該当する人です。
 ①大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までに生まれた人。
 ②①に該当する人で、昭和五十四年七月一日から昭和五十四年十二月三十一日までに申出た人が加入できます。(ただし、六十歳の誕生日の二日前まで)

◎保険料は、申出月の前月までについては、一月につき三千六百円。申出月以降は一月につき三千二百九十円。なお、この救済措置は二度と期待できないものです。ぜひ加入してください。

国保税 6・7月分の納税通知書

国民健康保険税を今年の六月から来年三月までの十か月間徴収することは、広報六月号でお知らせしました。このため、六月徴収分を同月の二十日ごろ皆さんに「国民健康保険納税(暫定)通知書」を配布いたしました。この通知書は、栃尾市国民健康保険条例第十一條第一項(徴収の特例)の国民健康保険納税通知書です。訂正してお知らせいたします。なお、納税通知書に記載してあります「暫定課税額」は「徴収の特例による保険税額」であり、徴収の特例による保険税額は、八月分以降の徴収した保険税は、八月分以降の徴収税額で調整します。

行政相談日

▽とき 七月二十五日 午前十時から午後三時まで
 ▽ところ 市役所市民相談室

長岡税務相談室

▽とき 七月二十五日 午前十時から午後三時まで
 ▽相談内容 所得税や贈与税などの税務全般に対する相談・苦情など、なんでもご相談に応じます。

市のようす (5月末現在) 人口 31,790人 男 15,542人 女 16,248人 世帯数 7,641

松の木を枯らす「まつ材線虫」を媒介するマツノマダラカミキリの発生が予想されます。松の葉が枯れたり、黄色に変色したり、松ヤニが出ていない松

を発見しましたら、市農林課農林係(☎二局二二五二番)までおしらせください。ご協力をお願いします。

市役所市民課(☎二局二二五二番)までおしらせください。

ご利用ください

4. 中小企業経営安定資金 — 運転資金を必要とする方 —

資金名	融資対象	貸付限度	利率	貸付・返済方法	担保等
(1) 普通取扱	中小企業者、事業協同組合協業組合等	中小企業 1,000万円 組合 5,000万円	信保付 年6.0% その他 年6.5%	2年以内	原則として、保証協会の保証付とする
(2) 不況業種特別措置	① 不況業種対策融資	2,500万円	信保付 年5.25%	5年以内 (据置3か月以上1年以内を含む)	(1)と同じ
	② 地域産業対策融資	①の不況業種対策融資と同じ		①の不況業種対策融資と同じ	①の不況業種対策融資と同じ
(3) 大型店進出対策措置	大型店進出周辺地域で影響を受けているか、受ける恐れのある中小企業者が店舗改装などを行う場合	組合 5,000万円 中小企業者 1,500万円	その他 年5.75%	4年以内	①の不況業種対策融資と同じ
(4) 中小企業振興基本計画推進特別措置	共同販売事業、共同仕入事業などを実施する事業協同組合や中小企業者であって知事が認定したものの	組合 5,000万円 中小企業者 1,500万円		4年以内	①の不況業種対策融資と同じ

5. 政府系金融機関

民間の金融機関から融資を受けることの困難な資金について次の金融機関で補完融資を行っています。

制度名	融資対象	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間
国民金融公庫	普通貸付	中小企業者(金融業、投機的事業など一部を除く) ① 資本金1,000万円以内 ② 従業員100人以内(商業、サービス業50人以内)	1,500万円以内	年7.1%	運転5年以内 (含6か月据置) 設備7年以内 (含2年据置)
	小企業等経営改善資金貸付	小企業者で一定の要件のもとに商工会議所、商工会の推せんを受けたもの	300万円以内 (運転資金は250万円以内)	年6.6%	運転2年6か月以内 (含据置3か月以内) 設備4年以内 (含6か月据置)
	特別貸付 ① 食品貸付 ② 流通貸付 ③ 安全貸付 ④ 公害貸付 ⑤ 独立開業	中小企業者(金融業、投機的事業など一部を除く) ① 資本金1,000万円以内 ② 従業員100人以内(商業、サービス業50人以内)	制度により1,800万円～2,500万円以内	制度により特別利率を適用	10年以内 (制度により異なる)
中小企業金融公庫	一般貸付	・中小企業者(業種指定) ・資本金1億円以下(卸売業は3,000万円以下、小売・サービス業は1,000万円以下)	1億5,000万円以内 運転は8,000万円以内	年7.1%	運転3～5年以内(据置6か月以内を含む) 設備5～10年以内(据置1年以内を含む)
	近代化促進等貸付	・近代化促進法の指定業種のもの ・繊維構造法に基づく構造改善計画を実施するもの	2億2,000万円以内 運転は9,000万円	制度により特別利率を適用	10年以内 (制度により異なる)
	構造改善貸付	・近代化促進法の特定業種及びその関連業者	2億2,000万円以内		
公害安全貸付	・公害を防止、除去しようとする者 ・安全、衛生、保安、消防などの設備を設置する者	設備資金 2億2,000万円以内			
商工組合中央金庫	一般貸付	中小企業等協同組合法による組合等であって金庫に出資し所属組合となった組合及びその構成員	1組合 12億円以内 1組合員 1億2,000万円	組合年 6.375～7.5% 組合員年 6.75～7.5%	運転資金 10年以内 設備資金 12年以内
環境衛生金融公庫	一般貸付	環境衛生関係業者(飲食店、喫茶店、食肉関係、理容・美容業、旅館、クリーニング業等)	組合 1億5,000万円以内 個人 2,200万円以内 (業種により異なる)	基準利率 年7.1%	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内

*詳しいことは、市商工観光課、商工会へお問い合わせください。

各種融資制度

1. 栃尾市が行う融資制度 — 設備資金・運転資金 —

資金名	融資対象	貸付限度	利率	貸付・返済方法	使途
新潟県地方産業育成資金	・市内に住所あるいは営業所を有する商工業者 ・市、県税を完納している者	300万円以内	信保付 年5.25% その他 年5.75%	2年	運転資金 設備資金
栃尾市中小企業振興資金	・市内に居住しかつ事業所を有する中小企業者 ・市税を完納していること	300万円以内	年6.0%	3年以内均等割 (6か月間据置)	運転資金 設備資金
栃尾市共同事業貸付	・共同組合及び企業組合等の組織で事業を行う組合	500万円以内 (事業資金 2分の1以内)	年6.0%	5年以内1年据置	設備資金

2. 県が直接融資する制度 — 設備を近代化するために資金を必要とする資金 —

資金名	融資対象	貸付限度	利率	貸付・返済方法	担保等
(1) 中小企業設備近代化資金	・県内に事業所を有する者 ・国が指定する業種で設備を設置する個人・法人	20万円～ 1,200万円以下 (所要資金の40% ～50%)	無利子	5年以内1年据置 (4年均等の年賦償還) 公害防止設備は12年	貸付対象設備に対し譲渡担保を設定し3名以上の連帯保証人
(2) 中小企業設備合理化資金	企業合理化設備資金	50万円～ 900万円以下 (所要資金の% 以内)	年4.8%	設備近代化資金と同じ	設備近代化資金と同じ
	組合共同施設資金	50万円～ 1,200万円以内 (所要資金の% 以内)	年4.8%	7年 (貸付年度据置 6年均等年賦償還)	設備近代化資金と同じ
	中小企業事業転換設備資金	・県内の小規模事業者 ・事業転換法の指定業種 ・知事が転換計画を認めたもの	50万円～ 1,000万円以内 (所要資金の% 以内)	年4.8%	7年 (2年据置、5 年均等年賦償還)

(3) 中小商業近代化資金 — 店舗を近代化するために資金を必要とする場合 —

融資対象	貸付限度	期間・返済方法	利率	担保
県内に店舗、又は事業所を有する中小企業者及び組合	・所要資金の%以内 ・店舗改装 450万円以内 ・共同施設 ・共同店舗 1,000万円以内	・店舗改装—5年以内 (貸付年度据置、4年均等年賦償還) ・共同施設、共同店舗—7年以内 (貸付年度据置、6年均等年賦償還)	年4.8%	・貸付対象設備に譲渡担保 ・3名以上の連帯保証人が必要

3. 設備貸与制度

自己資金の少ない方で、機械設備を貸与してほしい場合は(財)新潟県中小企業振興公社が行なっている次の制度をご利用ください。

融資対象	対象設備	限度額	期間支払	保証金、貸付損料	保証人
・国が指定する業種 ・原則として従業員が20人以下 ・過去2事業年度の平均利益が1,000万円以下である企業(建設業は除かれます)	国が指定する設備	20万円以上 1,200万円以下	貸与設備額に対し1年間据置後均等半年賦(8回払い)償還	保証金 設備額の10% 貸付損料 設備額の5%	2名以上 (法人はその他) に代表取締役 (が連帯保証人)

とちお おしらせ版 1979 7, 25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (02585) 2-2151

テニス講習会

栃尾市テニスクラブでは、軟式テニスの基本技術を指導します。希望者は申込みを。期日 八月六日から十二日まで。平日は午後五時三十分から日没まで。最終日は午前十時から午後三時まで。会場 栃尾東小テニスコート。対象 一般成人(高校生含む) 服装と用具 体操着、ラケット、テニス用運動グッツ。申込み先 八月四日までに市公民館に申込みください。

県展入選者作品展を開催

今年で第三十四回をむかえた県展は、新潟県を代表する美術展です。今年度の県展では、県展賞・奨励賞を含め、栃尾市在住の十名のかたがたが入選されました。この県展入選者作品展を、市役所市民ホール(市役所二階)を会場に、開催いたします。市役所に二階の時の時などを利用して、これらの優れた作品をご覧ください。開催期間 〇八月一日(休)から八月八日(休)までの一週間。(土曜日の午後と日曜日は休みです。)

夏季文芸作品募集

夏季文芸作品を募集します。応募資格 市内在住者・市内勤務者。種別 俳句、川柳、短歌、詩。題材 自由。ただし、夏季作品としてふさわしいもの。点数 各種とも三点以内。用紙 官製ハガキ。種別ごとに一枚。ただし、詩は原稿用紙。(作品は、楷書で書き、裏面に作品名、住所、氏名、電話番号を記入してください。あて先 市公民館夏季文芸係 締切 八月二十五日(出)

作業停電

次の地域を作業停電します。八月十日(金)午前九時から午後一時まで。鶴ヶ島の全域。八月二十一日(火)午前九時から正午まで。山屋・明戸の全域、下堰出の一部。八月三十日(日)午前九時三十分から午後一時三十分まで。吹谷の一部。※停電についてのお問い合わせは、東北電力栃尾営業所へ。(二局三〇一七番)なお、問い合わせの際には、電柱番号も一緒にお知らせください。

軽音楽の夕べ 8/5 午後7時～
民謡の夕べ 8/18 午後7時30分～
市民芸能祭 市民会館大ホール

産業育成資金制度の取扱いについて

中小企業者のみなさんから利用いただいている、地方産業育成資金の取扱いについてお知らせします。申込み期限は、毎月二十日までとします。貸付決定は、月末までに通知します。※地方産業育成資金についての詳細は、市商工観光課工業振興係(二局二一五一番内線二七六番)におたずねください。

中高年齢者雇用開発給付金

受給できる事業主 〇45歳から64歳までの人を職業安定所の紹介で常用労働者として雇用し、その雇用割合や雇用数を高めた事業主。(54歳から64歳までの人で雇用保険受給中の人は、安定所の紹介によらず可) 〇指定期間▶昭和54年6月8日から昭和55年6月7日まで。受給できる額 ①高齢者(55歳から64歳)▶採用してから1年間の賃金に5分の4を乗じ、その次の6か月間の賃金に3分の2を乗じた額。②中年者(45歳から54歳)▶採用してから6か月間の賃金に5分の4を乗じ、その次の6か月間の賃金に3分の2を乗じた額。受給のための手続き 〇中・高齢者を採用した日(賃金締切日が定められている場合は、その翌日)から1か月以内に、受給資格決定申請書を公共職業安定所に提出してください。

定年延長奨励金

受給できる事業主 〇定年を労働協約または就業規則によって定めており、その定年年齢を56歳以上に引き上げた事業主。受給できる額 〇定年延長によって、延長前の定年年齢を超えて雇用している労働者(64歳まで)1人当り年額36万円。受給のための手続き 〇定年を延長した翌年の1月1日から1月31日までに、支給申請書に定年に関する労働協約または就業規則の写と定年延長関係労働者名簿を添えて、公共職業安定所に申請してください。

継続雇用奨励金

受給できる事業主 (①・②の両方に該当する事業主) ①定年を労働協約または就業規則で定めており、しかもその定年年齢が60歳以上であること。②①に該当する定年退職者をその退職日の翌日から7日以内に再び常用労働者として採用し、1年以上雇用すること。受給できる額 〇毎年1月1日から12月31日までの間において、②に該当する労働者(65歳未満に限る)の数に年額18万円を乗じた額。受給のための手続き 〇翌年の1月31日までに支給申請書に定年に関する労働協約または就業規則の写、継続雇用関係労働者名簿を添えて、公共職業安定所に申請してください。※詳細は、長岡公共職業安定所栃尾分室(二局二一五一番内線二七六番)におたずねください。

◎中高年齢者の雇用安定のための制度を活用ください

ご協力ください 毎月勤労統計特別調査

労働省では、七月末日現在で常用労働者を一人から四人雇用している事業所を対象に「毎月勤労統計特別調査」を実施いたします。この調査内容は、労働・経済分野における重要な基礎資料となるもので、本市では新町地区が対象になっております。近日中に調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査した内容は、統計資料を作成する目的以外には使用いたしません。また、ご協力をいただいたみなさんに迷惑をおかけすることはありません。調査についての詳細は、市企画調査課統計係(二局二一五一番内線三三三番)か県統計課へおたずねください。

出稼ぎ前健康診断を実施

労働省では、出稼ぎを予定されているかたに対して、例年、無料で「出稼ぎ前健康診断」を行っています。今年も下記の日程で健康診断を実施いたします。明るい安全な就労ができるよう、出稼ぎ予定者は必ず受けてください。なお、検査当日、都合がつかない人は、どこかの会場で受けてもかまいません。

検査日	会場	受付時間	検査内容	対象予定地区
7月30日	半蔵金小学校	午前9時30分	血圧・循環器検査・検尿	半蔵金地区
7月31日	中野俣ふるさと会館			中野俣地区
8月1日	西谷地区開発センター	荷頃・西谷地区		
8月2日	東谷克書管理センター	東谷・入東谷地区		
8月3日	栃尾保健所	栃尾・下塩谷上塩谷地区		

行政・人権 — 8月24日(金) —

合同相談を実施

行政相談と人権相談の合同相談を次の日程で行います。国や県及び市に対する行政問題をはじめ、人権侵害の問題について相談に応じます。市民のみなさん、身の回りの問題で困っているようなことがありましたら、遠慮なく気軽においでください。相談内容は秘密を厳守し、絶対他人に漏れることはありません。相談は無料です。なお、相談には各担当の専門家があたります。とき 八月二十四日(金)、午前10時から午後三時まで。ところ 市役所大会議室

乳幼児検診

6か月児検診/茶碗・スプーン・筆記用具を持参ください。3歳児検診/尿検査を実施いたします。〈注意〉必ず母子手帳を持参ください。

検診別	月日	対象者	時間	会場
3か月児検診	8月7日(火)	54年5月生まれ	午後一時までに集合	市役所別館
3歳児検診	8月8日(水)	51年3月生まれ		
1歳半児検診	8月9日(木)	53年2月生まれ		
6か月児検診	8月10日(金)	54年3月生まれ		
乳幼児相談	8月27日(月)	乳幼児		

胃ガン検診

市は、8月20日から9月4日まで(土・日は除く)胃ガン検診を実施します。まだ申し込んでいないかたは、市保健衛生課予防係に直接申し込んでください。対象者▶満40歳以上の栃尾市の住民。※過去、胃の手術を受けたことのある人は、申し込まないでください。

献血 とき 8月9日(休) ところ 市役所

栄養指導車日程表

月日	時間	会場	内容
8月7日(火)	午前10時から 午後1時30分から	小貫公民館前 土ヶ谷公民館前	〇乳幼児の食事(ムシ歯予防を考える) 〇成人病予防
8月8日(水)	午前10時から 午後1時30分から	田之口公民館前 西中野俣神社前	
8月9日(木)	午前10時から 午後1時30分から	明戸区長宅前 栃尾区事務所前	
8月10日(金)	午前10時から 午後1時30分から	塩谷地区開発七前 山葵谷渡辺弥八郎宅前	

国民皆年金時代

あなたは年金がもらえますか

もう一度年金加入期間の確認を!!
年金は最低次の期間を満たさないともらえません

国民年金だけ	25年
国民年金 + 厚生年金	25年
国民年金 + *カラ期間	25年
厚生年金(一生を通算した加入期間)	20年
厚生年金(男子40才過ぎの加入期間 女子35才)	15年

資格期間は短縮されます

国民年金が始まった昭和36年にすでに歳をとっていた人は25年は無理なので、資格期間は右表のとおり短縮されています。

生年月日	老齢年金の受給資格期間
大5年4月1日以前	10年
大5年4月2日~大6年4月1日	11
大6年4月2日~大7年4月1日	12
大7年4月2日~大8年4月1日	13
大8年4月2日~大9年4月1日	14
大9年4月2日~大10年4月1日	15
大10年4月2日~大11年4月1日	16
大11年4月2日~大12年4月1日	17
大12年4月2日~大13年4月1日	18
大13年4月2日~大14年4月1日	19
大14年4月2日~大15年4月1日	20
大15年4月2日~昭2年4月1日	21
昭2年4月2日~昭3年4月1日	22
昭3年4月2日~昭4年4月1日	23
昭4年4月2日~昭5年4月1日	24

※カラ期間とは

軍人恩給がもらえたり、配偶者が厚生年金に加入しているなどの理由で、国民年金の任意加入対象者であったが加入していなかった期間をいう。

足りない期間は特例納付で

国民年金保険料は納期限から2年で時効となり、納めなくても納める事はできません。そして時効となった期間が長いと、年金がもらえなくなったり、額が少なくなったりします。

今回の特例納付は、時効などにより必要最低期間を満たす事ができない場合や、未納期間を回復する事ができるように作られたものです。これで最後の特例納付もまもなく終了しますが、すでに納付を終り、「もらえないと思っていたのがもらえるようになった。」「未納の期間を納めてより多くの年金がもらえるようになった。」という人たちがたくさんいます。



■こんな人はすぐ年金係へ相談に

- ①今、何の年金制度にも加入していない人
 - ②国民年金の当然加入者で、過去に滞納や未加入の期間がある人
 - ③厚生年金の加入期間がはっきりしなかったり脱退一時金をもらった期間があるため年金を受けられるかどうか不安の人
 - ④特例納付をしたいが、多額の保険料を一度に納められない人のために設けられた年利3%の貸付制度について知りたい人
 - ⑤その他、年金に関する相談
- ※相談には、印鑑・年金手帳・職歴のメモ等を持参して下さい。

